

取引所外国為替証拠金取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- 弊社によるご説明や、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、コールセンター（0120-727-930（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注1）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

取引所外国為替証拠金取引説明書
(東京金融取引所)

GMOクリック証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第77号

東京金融取引所の取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所外国為替証拠金取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所外国為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」及び「くりっく365ラージ」といいます。）について説明します。

取引所外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

取引所外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

（平成29年2月27日から下記の一文が追加されます）

証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、東京金融取引所が算定する証拠金基準額及び取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の取引所為替証拠金取引の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。

取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買い付けた通貨の対象国の金利が売り付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引システムもしくは取引所、金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引がおこなわれないことがあります。

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。なお、既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、既存の建玉との両建てとし、後で申告する事により建玉を減じる方法（指定決済法）により決済し、指定により建玉を減じる際にも委託手数料を徴収しますので、お客様にとっては、手数料を二重に負担する事となります。詳しくは、別紙をご参照下さい。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

取引所外国為替証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所における取引所外国為替証拠金取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所外国為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、取引所外国為替証拠金取引として、対日本円取引が21種類、クロス取引が12種類あります。

対日本円取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。

【取引所為替証拠金取引の種類（対日本円取引）】

通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
米ドル	10,000米ドル	0.005(50円)	翌々取引日
ユーロ	10,000ユーロ	0.005(50円)	翌々取引日
英ポンド	10,000英ポンド	0.01(100円)	翌々取引日
豪ドル	10,000豪ドル	0.005(50円)	翌々取引日
カナダドル	10,000カナダドル	0.01(100円)	翌々取引日
スイスフラン	10,000スイスフラン	0.01(100円)	翌々取引日
NZドル	10,000NZドル	0.01(100円)	翌々取引日
トルコリラ	10,000トルコリラ	0.01(100円)	翌々取引日
ポーランドズロチ	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)	翌々取引日
南アフリカランド	100,000南アフリカランド	0.005(500円)	翌々取引日
ノルウェークローネ	100,000ノルウェークローネ	0.005(500円)	翌々取引日
香港ドル	100,000香港ドル	0.005(500円)	翌々取引日
スウェーデンクローナ	100,000スウェーデンクローナ	0.005(500円)	翌々取引日
メキシコペソ	100,000メキシコペソ	0.005(500円)	翌々取引日
中国人民元	100,000中国人民元	0.001(100円)	7取引日後
インドルピー	100,000インドルピー	0.001(100円)	7取引日後
韓国ウォン	10,000,000韓国ウォン	0.001(100円) (注)	7取引日後
米ドル（ラージ）	100,000米ドル	0.001(100円)	翌々取引日
ユーロ（ラージ）	100,000ユーロ	0.001(100円)	翌々取引日
英ポンド（ラージ）	100,000英ポンド	0.001(100円)	翌々取引日
豪ドル（ラージ）	100,000豪ドル	0.001(100円)	翌々取引日

(注) 韓国ウォンについては、100韓国ウォンあたりの呼値となります。
中国人民元、インドルピー及び韓国ウォンについては、当分の間、上場を休止しています。

クロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。

【取引所為替証拠金取引の種類（クロス取引）】

通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
ユーロ・米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
英ポンド・米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
豪ドル・米ドル	10,000豪ドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
NZドル・米ドル	10,000NZドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
米ドル・カナダドル	10,000米ドル	0.0001(1カナダドル)	翌取引日
英ポンド・スイスフラン	10,000英ポンド	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
米ドル・スイスフラン	10,000米ドル	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ・スイスフラン	10,000ユーロ	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ・英ポンド	10,000ユーロ	0.0001(1英ポンド)	翌々取引日
英ポンド・豪ドル	10,000英ポンド	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・豪ドル	10,000ユーロ	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・米ドル(ラージ)	100,000ユーロ	0.0001(10米ドル)	翌々取引日

取引の仕組みは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。）で、次のとおりです。

- 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。但し、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- 建玉の決済は、先入先出法又は指定決済法のどちらかによる差金決済とします。
- 決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。

☆証拠金

(1) 証拠金の計算方法

①個人のお客様

取引所における1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額となります。

②法人のお客様

取引所における1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額に、その時々相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額となります。

同一通貨組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

証拠金所要額は、建玉数量1枚につき取引所が定める証拠金基準額を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して算出します。

(2) 証拠金の差入れ

お客様は、当社に取引所外国為替証拠金取引を委託する際に当社が定める額以上の額を発注証拠金として差入れを求められることがあります。

(注) 他に建玉があるときは、次の(3)によります。

(3) 証拠金の維持

お客様は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額が、差し入れている取引証拠金額を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差し入れなければなりません。

(4) 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗い及び決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

(6) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額から当社に支払うべき金額を控除した額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

(7) ロスカットの取扱い

お客様の取引証拠金額が維持証拠金額を下回った場合、当社は次の措置を取ることとします。

時価評価総額が、必要証拠金の一定割合（個人のお客様の場合は50%、法人のお客様の場合は100%）に相当する円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います（「ロスカットルール」といいます）。ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について当社が一定の間隔で監視を行っている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、取引証拠金の残額以上の損失が

生じる場合があります。また、ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければなりません。また、取引する通貨の対象国の休日等により、一部の通貨又は金融指標だけがロスカットされないことがあります。その場合、当該通貨又は金融指標のロスカットが完了するまでは、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできません。

(8) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客様が当社から請求された証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該取引所外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。（お客様が取引所外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

(9) 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、東京金融取引所に預託することにより、当社の資金とは区分されるとともに、東京金融取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。お客様から預託を受けた証拠金が当社において滞留することがある場合は、日証金信託銀行株式会社における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理します。

(10) 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所外国為替証拠金取引について決済を行った後に、差し入れた証拠金に決済差益を加算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

(11) 追加証拠金制度

※追加証拠金制度は法人のお客様には適用されません。個人のお客様にのみ適用されます。

- ①当社は、建玉を保有している個人のお客様に対して、毎営業日(祝日は除く、以下同じ。)の取引終了時(米国標準時間 / 日本時間午前6:55 米国夏時間 / 日本時間午前5:55)に値洗いを行い、その時点で時価評価総額が必要証拠金額を下回っている場合には、当該個人のお客様はその差額を上回る額まで追加証拠金を預託する必要があります。
- ②追加証拠金の預託は、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までに預託する必要があります。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座(株式取引口座(株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。))等をいいます。以下、「その他口座」といいます。)に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。
- ③②の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分(以下、これを「強制決済」といいます。)し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

※強制決済は、対象となるお客様に対し順次決済注文を執行するため、②の日時における約定を保証できるものではなく、強制決済完了までに相当の時間を要する場合があります。

す。そのため、外国為替相場の変動によっては、上記時点よりも損失が拡大する場合があります。また、取引する通貨の対象国の休日等により、その通貨又は金融指標だけが強制決済されないことがあります。その場合、当該通貨又は金融指標の強制決済が完了するまでは、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできません。

④お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできません。

(12) その他

当社が取引所外国為替証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社コールセンターにお尋ね下さい。

☆決済時の金銭の授受

取引所外国為替証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「☆証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・対日本円取引の通貨の場合

$\{1 \text{取引単位}^* \times \text{約定価格差 (円)} + \text{累積スワップポイント}\} \times \text{取引数量}$

※それぞれの通貨の取引単位は、【取引所為替証拠金取引の種類（対日本円取引）】の表をご覧ください。

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

・クロス取引の通貨の場合

$\{1 \text{取引単位}^* \times \text{約定価格差 (通貨単位)} + \text{累積スワップポイント (通貨単位)}\} \times \text{取引数量}$

※それぞれの通貨の取引単位は、【取引所為替証拠金取引の種類（クロス取引）】の表をご覧ください。

(注) ユーロ・米ドル（ラージ）につきましては、米ドル・円（ラージ）の当日清算価格で円通貨額を確定します。それ以外のクロス取引の通貨につきましては、決済がなされた取引日の対日本円取引（非ラージ）の当日清算価格で円通貨額を確定します。

☆取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意下さい。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止又は中断されることがあります。
- d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

☆課税上の取扱い

個人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した利益(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。

法人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した所得は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様の取引所外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、お客様の住所（所在地）、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に取引所外国為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、取引所外国為替証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. 取引所外国為替証拠金取引口座の設定

取引所外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引所外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、取引所外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。

c. 媒介約諾書の差入れ

当社に取引所外国為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差し入れていただきます。

(2) 発注証拠金の差入れ

取引所外国為替証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差し入れていただくことがあります。金融商品取引業者は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

(3) 委託注文の指示

取引所外国為替証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を

当社が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

- a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）
- b. 委託する通貨組合せ
- c. 売付取引又は買付取引の別
- d. 注文数量
- e. 価格（指値、成行等）
- f. 委託注文の有効期間
- g. その他お客様の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

(4) 建玉の保有又は結了の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとして取引数量分を建玉から先入先出法により減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択します。指定決済法を選択する場合は、指定により建玉を減じる際に手数料を徴収しますので、お客様にとっては、手数料を二重に負担することとなります。また、建玉が両建てとなる期間、預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなります。

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(6) 証拠金の維持

委託をした取引所外国為替証拠金取引が成立したときは、発注証拠金は取引所が計算する取引証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(7) 委託手数料

当社は、お客様とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。（別紙をご参照下さい。）

(8) 消費税等の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）については、委託手数料とともに徴収します。

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(10) 電磁的方法による書面の交付

当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規程による承諾をして下さい。

(11) 業者の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処

分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

- a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所外国為替証拠金取引口座を設定する。
- b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた金融商品取引業者に対しその旨を指示する。

お客様が取引所の定める日時までに上記a.又はb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

(12) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会下さい。

取引所外国為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

取引所外国為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

・受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所外国為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。

・売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所外国為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

・買付取引（かいつけとりひき）・買建玉（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所外国為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。

・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引

法による登録を受けた者をいいます。

- 限日取引（げんにちとりひき）

取引所外国為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。

- 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- 先入先出法（さきいれさきだしほう）

同一の取引において、既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合の建玉を減じる方法の一つ。転売又は買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉又は買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。

- 差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

- 指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低価格、買いであれば最高価格）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ価格を定めないで行う注文を成行注文といいます。

- 指定決済法（していけっさいほう）

同一の取引所外国為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後でお客様が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。

- 証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

- スワップポイント

取引所外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

- 清算価格（せいさんかかく）

値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。

- 追加証拠金（ついかしょうきん）

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- 付合せ時間帯（つけあわせじかんたい）

東京金融取引所の取引所外国為替証拠金取引は、同取引所の定める時間帯に行います。

- 転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- 特定投資家（とくていとうしか）

取引所外国為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

- 取引日（とりひきび）

東京金融取引所において、一営業日の付合せ時間帯開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

- 値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替えする手続きをいいます。

- ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場等で設定する取引をいいます。

- 両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ロールオーバー

取引所外国為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

当社の概要について

商号等	GMOクリック証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号
本店所在地	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成17年10月
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先	＜GMOクリック証券コールセンター＞ 0120-727-930（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190） 営業時間 月曜日 7：00～土曜日 7：00 （米国が夏時間の期間は6：00まで） ※国内外の休日・祝日に伴い営業時間が変更される場合があります。

※ 取引所外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

※ 取引所外国為替証拠金取引について、対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

苦情受付・苦情処理・紛争解決について

お客様からの苦情は上記連絡先にて受け付けます。また、苦情処理・紛争解決について、お客様がご利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL：<https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

必要証拠金について

1枚あたりの必要証拠金は、取引所が定める為替証拠金基準額に等しいものとします。

(1) 個人のお客様用の為替証拠金基準額は以下の計算式に基づき、算出されます。

計算式：為替証拠金基準額＝取引単位（元本金額）×百分率(*)×（5取引日の為替清算価格平均値）

(*)通貨ペアごとの百分率は以下のとおりです。

	通貨ペア	百分率
対円通貨ペア	米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、カナダドル、スイスフラン、NZドル、トルコリラ、ポーランドズロチ、南アフリカランド、ノルウェークローネ、香港ドル、スウェーデンクローナ、メキシコペソ、米ドル（ラージ）、ユーロ（ラージ）、英ポンド（ラージ）、豪ドル（ラージ）	4%
クロス通貨ペア	ユーロ・米ドル、英ポンド・米ドル、豪ドル・米ドル、NZドル・米ドル、米ドル・カナダドル、英ポンド・スイスフラン、米ドル・スイスフラン、ユーロ・スイスフラン、ユーロ・英ポンド、英ポンド・豪ドル、ユーロ・豪ドル、ユーロ・米ドル（ラージ）	

(2) 法人のお客様用の為替証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類（通貨ペア）ごとに、次に掲げる方法により算出されます。

- ①週の最終取引日に係る付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算出基準日とし、一の算出基準日の属する週から遡る8週間及び104週間（いずれも当該週を含む。）における各取引日について、一の取引日の為替清算価格を当該一の取引日の前取引日の為替清算価格で除した数値を算出します。
- ②①で得られた当該8週間及び104週間の各数値について、それぞれ自然対数をとります。
- ③②で得られた当該8週間及び104週間の数値の標準偏差をとります。
- ④③で得られた当該8週間及び104週間の各数値に、それぞれ2.33を乗じます（片側信頼水準99%とするため）。
- ⑤取引所為替証拠金取引の種類ごとの元本金額に対して、④により得られた当該8週間及び

104週間の各数値をそれぞれ乗じて得た額を、取引所が定める外国為替相場（5取引日の為替清算価格平均値）により円貨額に換算し、端数金額を10円単位に切り上げます。

⑥⑤で得られた当該8週間及び104週間の額のうち、大きい方の額を法人のお客様用の為替証拠金基準額とします。

委託手数料について

(1) 委託手数料の額

通貨ペア	1枚(1取引単位数量)あたり 片道手数料(税込)
ドル（ラージ）、ユーロ（ラージ）、英ポンド（ラージ）、豪ドル（ラージ）、ユーロ・米ドル（ラージ）	【月間のお取引枚数の合計が「100枚」まで】 1枚990円 【月間のお取引枚数の合計が「101 枚」以上から】 101枚目以降は1枚770円
上記以外の通貨ペア	0円

※建玉整理の手数料は全ての通貨ペアで無料です。ロスカット注文・強制決済注文は通常のお取引と同じ手数料が発生します。

※建玉整理は取引枚数には含まれません。

※くりっく365ラージ以外のくりっく365のお取引は、くりっく365ラージのお取引枚数と合算されません。

※月間101枚以上お取引された場合でも、100枚目までのお取引は990円/枚(税込)の手数料が適用されます。

(2) 徴収方法

注文が約定した時点で、お客様の証拠金から徴収させていただきます。

2019年10月1日
GMOクリック証券株式会社